

主な環境関連法令等の改廃情報について(令和4年度第4四半期)

様式1

【改廃に係る情報】 R5.1～3月の間の改廃状況

セクション	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R5.1～3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿 反映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R5.4時点)
環境一般	法	環境基本法	H5.11.19	法91号	H30.6.13	法50号	H30.12.1	無			—	環境立県推進課
	条	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例	H8.10.8	条19号	H13.7.6	条44号	H13.10.1	無			—	環境立県推進課
	法	環境影響評価法	H9.6.13	法81号	H26.6.4	法51号	H27.4.1	無			—	環境立県推進課
		同 施行令	H9.12.3	政346号	R3.10.4	政283号	R3.10.31	無				
		同 施行規則	H10.6.12	総理府令37号	H24.10.24	環省令31号	H25.4.1	無				
	条	鳥取県環境影響評価条例	H10.12.22	条24号	R1.10.1	条8号	R1.10.1	無			—	環境立県推進課
		同 施行規則	H11.6.4	規37号	R2.12.11	規則8号	R2.12.11	無				
地球環境	法	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10.10.9	法117号	R3.6.2	法54号	R4.4.1	無			登録済	脱炭素社会推進課
		同 施行令	H11.4.7	政143号	R5.3.23	政68号	R5.4.1	有	無			
		同 施行規則	H11.4.7	総理府令31号	H28.5.27	環省令11号	H28.5.27	無				
	条	鳥取県地球温暖化対策条例	H21.3.27	条36号	R5.2.7	条3号	R5.4.1	有	無		登録済	脱炭素社会推進課
		同 施行規則	H21.10.23	規79号	R5.3.24	規15号	R5.4.1	有	無			
	法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネルギー法)	S54.6.22	法49号	R4.5.20	法46号	R5.4.1	有	有		登録済	総務課
		同 施行令	S54.9.29	政267号	R2.1.24	政10号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	S54.9.29	通省令74号	R3.6.30	経省令57号	R5.4.1	有				
		同法の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令	H15.3.7	国省令15号	H28.11.30	国省令80号	H29.4.1	無				
	法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	S63.5.20	法53号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			—	環境立県推進課
		同 施行令	H6.9.26	政308号	R3.12.24	政326号	R3.12.24	無				
		同 施行規則	S63.12.24	通省令80号	R2.12.28	経省令92号	R2.12.28	無				
	法	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	H19.5.23	法56号	H28.5.27	法50号	H28.5.27	無			—	脱炭素社会推進課
循環型社会	法	循環型社会形成推進基本法	H12.6.2	法110号	H24.6.27	法第47号	H24.9.19	無			—	循環型社会推進課
	法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	S45.12.25	法137号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	S46.9.23	政300号	R4.1.19	政25号	R4.4.1	無				
		同 施行規則	S46.9.23	厚省令35号	R3.8.4	環省令12号	R3.8.4	無				
	細	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (鳥取県)	S58.3.31	規18号	R2.11.13	規51号	R2.11.13	無			登録済	循環型社会推進課
	法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)	H13.6.22	法65号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H13.6.22	政215号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	H13.6.22	環省令23号	R2.3.30	環省令9号	R2.3.30	無				
	法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H13.6.22	法64号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H13.12.12	政396号	R1.12.13	政183号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	H13.12.14	経・環省令13号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無				
	法	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	H3.4.26	法48号	R4.5.20	法46号	R5.4.1	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H3.10.18	政327号	R4.9.2	政294号	R5.1.1	無				
	法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	H7.6.16	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無			—	循環型社会推進課
		同 施行令	H7.12.14	政411号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無				
		同 施行規則	H7.12.14	大・厚・農・通省令1号	R4.3.31	財・厚・農・経・環省令1号	R4.4.1	無				
	法	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	H10.6.5	法97号	H29.6.16	法61号	R2.4.1	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H10.11.27	政378号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無				
		同 施行規則	H12.2.18	厚・通省令1号	R1.12.13	経・環省令6号	R1.12.14	無				

セクション	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R5.1~3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿 反映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R5.4時点)
	法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	H12.5.31	法104号	H26.6.4	法55号	H28.6.1	無			登録済	技術企画課
		同 施行令	H12.11.29	政495号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	H14.3.5	国・環省令1号	H22.2.9	国・環省令1号	H22.4.1	無				
	法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	R4.4.1	法60号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	R4.4.1	政25号	R4.4.1		R4.4.1	無				
		同 施行規則	R4.4.1	経・環省令1号	R4.4.1		R4.4.1	無				
	法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	H12.6.7	法116号	R1.12.4	法62号	R1.12.4	無			-	農林水産政策課
		同 施行令	H13.4.25	政176号	R1.7.12	政54号	R1.7.12	無				
	法	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	H14.7.12	法87号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H14.12.20	政389号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無				
		同 施行規則	H14.12.20	経・環省令7号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無				
	法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	H24.8.10	法57号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	循環型社会推進課
		同 施行令	H25.3.6	政45号	H25.4.1	政45号	H25.4.1	無				
		同 施行規則	H25.3.6	経・環省令3号	R1.7.1	経・環省令3号	R1.7.1	無				
	法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	H12.5.31	法100号	R3.5.19	法36号	R3.9.1	有	無		登録済	総務課
条	鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	H17.10.18	条68号	H30.4.1	条45号	H30.4.1	無			-	循環型社会推進課	
	同 施行規則	H17.12.27	規121号	H30.4.1	規19号	H30.4.1	無					
法	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	H11.7.28	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無			-	畜産課→家畜防疫課	
	同 施行令	H11.10.29	政348号	H20.9.19	政297号	H20.10.1	無					
	同 施行規則	H11.10.29	農省令74号	R2.12.21	農省令83号	R2.12.21	無					
公害防止	条	鳥取県公害防止条例	S46.10.12	条35号	H23.12.20	条62号	H23.12.20	無			登録済	水環境保全課(水質に関すること) 環境立県推進課(その他)
		同 施行規則	S47.3.30	規21号	R1.6.28	規3号	R1.7.1	無				
	法	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	S46.6.10	法107号	H27.6.19	法41号	H30.4.1	無			-	水環境保全課 環境立県推進課
		同 施行令	S46.8.11	政264号	R5.3.23	政68号	R5.4.1	有	無			
同 施行規則	S46.8.13	大・厚・農・通・運省令3号	R1.7.1	財・厚・農・経・国・環省令2号	R1.7.1	無						
大気汚染・悪臭	法	大気汚染防止法	S43.6.10	法97号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S43.11.30	政329号	R3.9.29	政275号	R4.10.1	無				
		同 施行規則	S46.6.22	厚・通省令1号	R4.3.3	環省令4号	R4.10.1	無				
	法	労働安全衛生法	S47.6.8	法57号	R4.6.17	法68号		有	無		登録済	総務課
	法	悪臭防止法	S46.6.1	法91号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S47.5.30	政207号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無				
同 施行規則		S47.5.30	総理府令39号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					
水質汚濁・地盤沈下	法	水質汚濁防止法	S45.12.25	法138号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	無		登録済	水環境保全課
		同 施行令	S46.6.17	政188号	R4.12.23	政396号	R5.2.1	無	無			
		同 施行規則	S46.6.19	総・通省令2号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				
	法	下水道法	S33.4.24	法79号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	水環境保全課
		同 施行令	S34.4.22	政147号	R3.10.29	政296号	R3.11.1	無				
		同 施行規則	S42.12.19	建省令37号	R3.10.29	国省令69号	R3.11.1	無				
	条	湯梨浜町公共下水道条例	H16.10.1	条170号	R2.9.29	条20号	R3.4.1	無			登録済	衛生環境研究所
	法	浄化槽法	S58.5.18	法43号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	水環境保全課
		同 施行令	H13.9.19	政310号	H23.3.11	政17号	H23.3.11	無				
		同 施行規則(環境省関係)	S59.3.30	厚省令17号	R2.2.7	環省令3号	R2.4.1	無				
条	とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例	H24.12.21	条91号	H25.7.2	条42号	H25.7.2	無			-	水環境保全課	

セクション	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R5.1~3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿 反映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R5.4時点)
騒音・振動	法	騒音規制法	S43.6.10	法98号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	環境立県推進課 (H30~)
		同 施行令	S43.11.27	政324号	R3.12.24	政346号	R4.12.1	無				
		同 施行規則	S46.6.22	厚・農・通・運・建 令1号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				
	法	振動規制法	S51.6.10	法64号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			登録済	環境立県推進課 (H30~)
		同 施行令	S51.10.22	政280号	R3.12.24	政346号	R4.12.1	無				
		同 施行規則	S51.11.10	総理府令58号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				
土壌汚染	法	土壌汚染対策法	H14.5.29	法53号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無	無		登録済	水環境保全課
		同 施行令	H14.11.13	政336号	H30.9.28	政283号	H31.4.1	無				
		同 施行規則	H14.12.26	環省令29号	R4.12.16	環省令26号	R4.12.16	無				
化学物質	法	毒物及び劇物取締法	S25.12.28	法303号	H30.6.27	法66号	R2.4.1	無			登録済	医療・保険課
		同 施行令	S30.9.28	政261号	R1.6.28	政44号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	S26.1.23	厚省令4号	R1.6.28	厚省令20号	R2.4.1	無				
		毒物及び劇物指定令	S40.1.4	政2号	R4.1.28	政36号	R4.2.1	無				
	法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	S48.10.16	法117号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	無			-	環境立県推進課 (H30~)
		同 施行令	S49.6.7	政202号	R3.4.21	政144号	R3.10.22	無				
		同 施行規則(経済産業省関係)	S49.6.7	通省令40号	R2.12.28	経省令92号	R2.12.28	無				
	法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	H11.7.13	法86号	H14.12.13	法152号		無			-	環境立県推進課 (H30~)
		同 施行令	H12.3.29	政138号	R3.10.20	政288号	R5.4.1	有	無			
		同 施行規則	H13.3.30	内閣府・財・文・厚・農・経・国・環省令1号	R1.12.13	財・文・厚・農・経・国・環・防省令2号	R5.4.1	有	無			
	法	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	法105号	H26.6.18	法72号		無			-	環境立県推進課 (H30~)
		同 施行令	H11.12.27	政433号	H30.8.10	政241号	H31.1.1	無				
同 施行規則		H11.12.27	総理府令67号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					
条	鳥取県石綿健康被害防止条例	H17.10.18	条67号	R4.3.25	条例第12号	R4.4.1	無			-	環境立県推進課 (H30~)	
	同 施行規則	H17.10.28	規106号	R4.3.31	規則第14号	R4.4.1	無					
その他	法	消防法	S23.7.24	法186号	R4.6.17	法69号	R4.6.17	無			登録済	消防防災課
		危険物の規制に関する政令	S34.9.26	政令306号	R1.12.13	政183号	R1.12.16	無				
		危険物の規制に関する規則	S34.9.29	総理府令55号	R4.1.1	総省令71号	R4.1.1	無				
	規	鳥取中部ふるさと広域連合危険物の規制に関する規則	H15.6.1	連合規13号	R3.12.1	連合規16号	R4.1.1	無			登録済	中部県民福祉局
	条	鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例	S53.5.1	条21号	R3.2.10	条2号	R3.4.1	有	無		登録済	総務課
	条	中部ふるさと広域連合火災予防条例	H10.4.1	条29号	R3.3.5	連合条1号	R3.4.1	無			登録済	衛生環境研究所
	条	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例	S51.4.30	条17号	R3.4.1	条1号	R3.4.1	無			-	西部県民福祉局
	法	高圧ガス保安法	S26.6.7	法204号	R4.6.22	法74号	公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日	無			登録済	消防防災課
	法	冷凍保安規則	S41.5.25	通省令51号	R4.9.12	経省令72号	R4.10.1	無			登録済	消防防災課
	法	電気事業法	S39.7.11	法170号	R4.6.22	法74号	公布より①:1年6月を超えない範囲②:③:9月	無			登録済	衛生環境研究所
	法	麻薬及び向精神薬取締法	S28.3.17	法14号	R1.12.4	法63号	R3.8.1	無			登録済	医療・保険課
	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	H10.10.2	法114号	R4.12.9	法96号	R5.4.1 R6.4.1	有	無		登録済	感染症対策課
	法	放射性同位元素等の規制に関する法律(放射性同位元素等規制法)	S32.6.10	法167号	R4.6.17	法68号	公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日	無			登録済	衛生環境研究所
	法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)	S32.6.10	法166号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	原子力安全対策課
	法	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)	H15.7.25	法130号	H23.6.15	法67号	H23.10.1	無			-	脱炭素社会推進課
	法	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	H16.6.2	法77号	H17.7.26	法87号	会社法の施行の日	無			-	脱炭素社会推進課
	条	鳥取県景観形成条例	H19.3.16	条14号	R2.3.27	条22号	R2.4.1	無			-	住まいまちづくり課

【法令等の改正概要】※令和5年1月～3月の間に改正された法令等

環境関連法令等名称	改正の概要	施行年月日
<記載例> 鳥取県環境影響評価条例	元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行による。 平成〇年条例第〇号	令和〇年〇月〇日
PRTR法施行令、施行規則	大気中水銀の排出量の把握及び報告の追加(下水道処理施設、廃棄物処理施設等が対象) 令和三年一〇月二〇日政令第二八八号	令和5年4月1日
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)施行令	・「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」に伴う改正(「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」名の変更に伴う改正) 令和五年政令第六十八号	令和5年4月1日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等、機動的なワクチン接種に関する体制の整備等 令和4年法律第96号	令和6年4月1日 一部令和5年4月1日
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正 令和5年政令第68号	令和5年4月1日
鳥取県地球温暖化対策条例	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正 令和5年条例第3号	令和5年4月1日
鳥取県地球温暖化対策条例施行規則	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正 令和5年規則第15号	令和5年4月1日
水質汚濁防止法施行令	アニリン、PFOA及びその塩、PFOS及びその塩、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質を法第2条第4項に規定する指定物質に追加。 (法第14条の2第2項において、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事に届け出ることとなっている。) 令和4年政令第396号	令和5年2月1日 (公布:4年12月23日)
「水質汚濁防止法」 「土壌汚染対策法」 「下水道法」 「浄化槽法」	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理 <概要> 「懲役」及び「禁固」を廃止し、「拘禁」を新設する。 令和4年法律第68号	公布の日から3年を越えない範囲内において政令で定める日 (公布:4年6月17日)
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	別紙のとおり 令和4年5月20日法律第46号	令和5年4月1日
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則	この省令は、令和五年四月一日から施行する。 令和3年経済産業省令第57号	令和5年4月1日
労働安全衛生法	(施行期日)この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 第五百九条の規定 公布の日 令和4年6月17日法律第68号	—
鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例	(施行期日)この条例は、令和3年4月1日から施行する。 令和3年2月10日条例第2号	令和3年4月1日

省エネ法の手引き

工場・事業場編

—令和4年度改正対応—



経済産業省
資源エネルギー庁

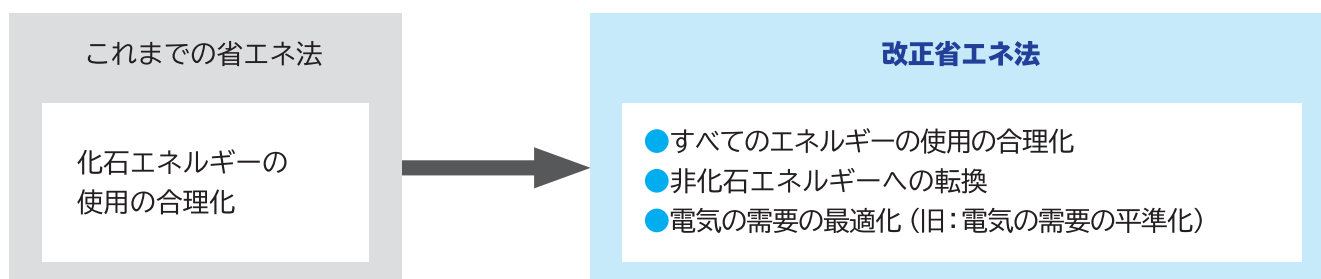
最近のトピックス

省エネ法が変わります

省エネ法の改正について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算 1,500kl / 年以上使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

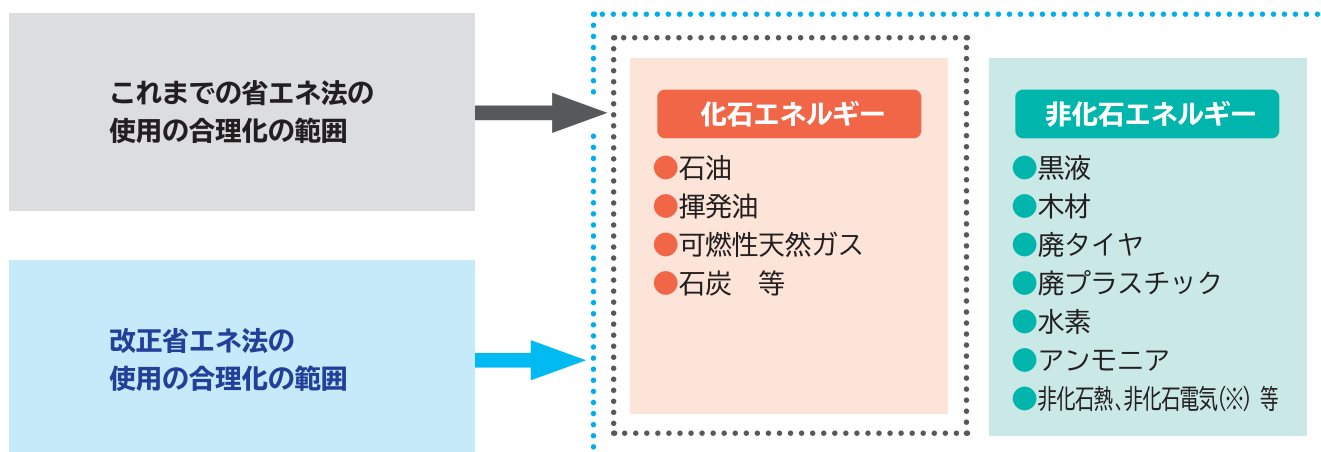
2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR]）を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。



改正の概要

1. エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められます。これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります（詳細は P.11）。



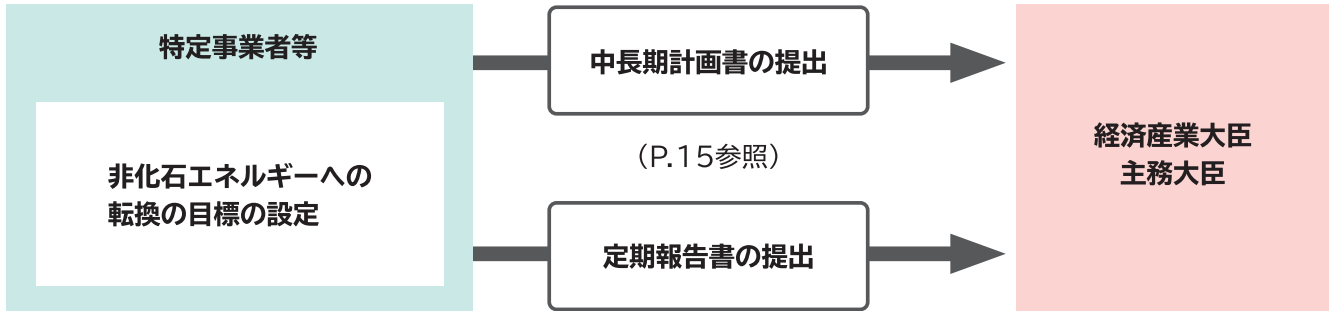
※太陽熱、太陽光発電電気など

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。

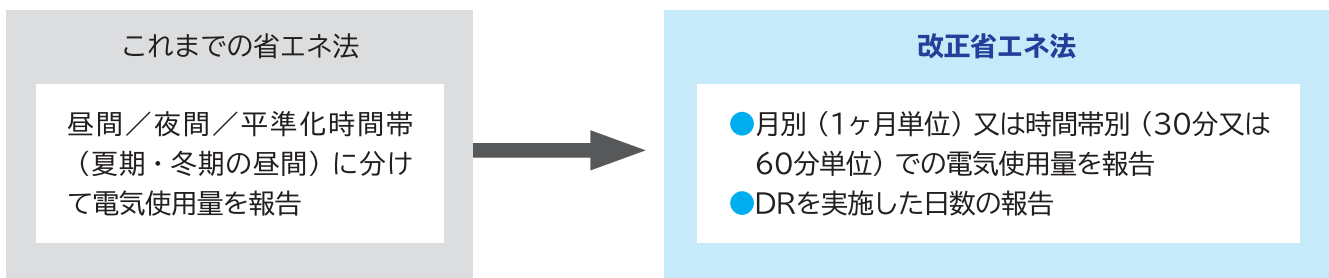
非化石エネルギーへの転換の目標については、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります（詳細は P.12）。



非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げ DR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げ DR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます（詳細は P.14）。



新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。

その他の改正事項

●ベンチマーク制度の対象業種の追加・目標値の見直しについて【P.16】

■ベンチマーク制度は、業種・分野別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、その達成を求めることで事業者の省エネ取組を促すものです。2022 年度より石炭火力供給業、データセンター業と圧縮ガス・液化ガス製造業がベンチマーク制度の対象業種に追加され、ソーダ工業において目標が見直されました。（2023 年度より報告）

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
2B	石炭火力 電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00% 以上
16	データ センター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所における IT 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液 化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077kl/千Nm ³ 以下 その他の事業者： 0.157kl/千Nm ³ 以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ / t 以下